６．登録を行う講習の種類
　生存講習
７．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　河菜海運株式会社
　広島県呉市広大新開一丁目12番20号河菜ビル

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の２の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月22日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年３月11日
２．登録番号
　登録生存講習機関第19号
３．登録生存講習機関の名称
　静岡県立焼津水産高等学校
４．住所
　静岡県焼津氏焼津五丁目５番２号
５．代表者の氏名
　校長　沼里　智彦
６．登録を行う講習の種類
　生存講習
７．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　静岡県立焼津水産高等学校
　静岡県焼津氏焼津五丁目５番２号

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の２の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月22日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年４月28日
２．登録番号
　登録生存講習機関第20号
３．登録生存講習機関の名称
　一般社団法人大日本水産会
４．住所
　東京都千代田区内幸町１－２－１日土地内幸町ビル３階
５．代表者の氏名
　会長　枝元　真徹
６．登録を行う講習の種類
　生存講習
７．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　一般社団法人大日本水産会
　東京都千代田区内幸町１－２－１日土地内幸町ビル３階

登録消火講習機関の登録に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月22日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年３月11日
２．登録番号
　登録消火講習機関第17号
３．登録消火講習機関の名称
　河菜海運株式会社
４．住所
　広島県呉市広大新開一丁目12番20号河菜ビル
５．代表者の氏名
　代表取締役　河菜　知征
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　河菜海運株式会社
　広島県呉市広大新開一丁目12番20号河菜ビル

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月22日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年３月11日
２．登録番号
　登録消火講習機関第18号
３．登録消火講習機関の名称
　静岡県立焼津水産高等学校
４．住所
　静岡県焼津市焼津五丁目５番２号
５．代表者の氏名
　校長　沼里　智彦
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　静岡県立焼津水産高等学校
　静岡県焼津市焼津五丁目５番２号

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年５月22日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年４月28日
２．登録番号
　登録消火講習機関第19号
３．登録消火講習機関の名称
　一般社団法人大日本水産会
４．住所
　東京都千代田区内幸町１－２－１日土地内幸町ビル３階
５．代表者の氏名
　会長　枝元　真徹
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　東京都千代田区内幸町１－２－１日土地内幸町ビル３階

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十二日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名及び区域　四号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
盛岡市津志田町一丁目一〇一番一一から同市南仙北二丁目一三三番一一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年五月二十二日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十二日

東北地方整備局長　西村　拓